審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　生活衛生課

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律	法令番号	昭和４８年法律第１０５号
手続名	第一種動物取扱業の登録	根拠条項	法第１０条

審査基準

根拠条項

動物の愛護及び管理に関する法律

第十条　動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第二十一条の四において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。第二十二条の五を除き、以下同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節、第三十七条の二第二項第一号及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあっては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第七項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

審査基準

動物の愛護及び管理に関する法律

第十二条（登録の拒否）

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第１号）

第二条　（第一種動物取扱業の登録の申請等）

第二条の二　（犬猫等健康安全計画の記載事項）

第三条　（第一種動物取扱業の登録の基準）

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例

第一九条の二　（第一種動物取扱業の登録の基準）

受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間　１５日 標準経由期間　７日	目次No.	